

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>意見内容</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表に規定される第一種特定化学物質の使用製品に関する表示事項の改正案に反対します スtockホルム条約において廃絶や制限の対象となっているPFOS PFOA PFHxS等の物質について 環境汚染防止のための措置等の表示義務を緩和することは国際的な条約の趣旨を逸脱する恐れがあるため認められません</p> <p>理由</p> <p>Stockホルム条約との整合性について</p> <p>Stockホルム条約 POPs 条約において PFOS や PFOA および PFHxS は人への健康や環境への重大なリスクがあるとして附属書に掲げられています 条約の目的はこれら物質の製造や使用および輸出入の原則廃絶です 国内法である化審法の運用においても容器や包装および送り状への表示を厳格に行い国際的合意に準拠する必要があります</p> <p>情報伝達の不備による汚染リスクについて</p> <p>対象物質は極めて難分解性であり長距離移動性を有する性質があります 容器や包装および送り状への表示事項を改正し簡略化することはサプライチェーンにおける適切な管理を妨げる要因となります これは条約が求める意図しない放出の低減や廃絶という目標に逆行する行為です</p>	<p>残留性有機汚染物質に関するStockホルム条約において廃絶・制限の対象となった物質は、当該物質に係る取扱い状況等を踏まえ、3省の合同審議会において専門家による審議を経た上で、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第2条第2項の第一種特定化学物質として定めること、その製造及び使用等を制限することなど、必要と認められた措置を規定しています。</p> <p>環境汚染防止のための表示義務がかかる製品としてペルフルオロ（ヘキサフルオロエチレンスルホン酸）関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤（以下「消火器等」という。）を政令で指定することも3省の合同審議会において必要と認められた措置の1つです。</p> <p>なお、今回の改正は、ペルフルオロ（ヘキサフルオロエチレンスルホン酸）関連物質が使用されている消火器等を新たに対象として追加するものであり、表示すべき事項の内容について変更するものではありません。そのため、ペルフルオロ（ヘキサフルオロエチレンスルホン酸）関連物質が使用されている消火器等に係る表示すべき事項は、「PFOS又はその塩」、「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」、「ペルフルオロオクタン酸関連物質」又は「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」が使用されている消火器等に係る表示すべき事項と同一の内容になります。</p>

	<p>予防的アプローチの遵守について</p> <p>POPs 条約の根幹である予防的アプローチに基づきこれら化学物質に対する規制は強化されるべきであり後退は許されません 改正案の内容が事業者の利便性を優先し環境安全性を損なうものであるならば国際的な化学物質管理の潮流に反するものと判断します</p> <p>以上の点から本改正案がストックホルム条約の義務を完全に履行し国民の安全と環境保全を最優先する内容であることを厳格に求めます</p>	
2	<p>専門的知識がないと、「○○の塩」「○○の異性体」などというものは判別できません。それどころか、そういったものがあるという事にさえ思い至りません。</p> <p>有害物質が移動する時、配送業者が介在したり、たとえば清掃員が動かしたりする事も考えられます。第一種特定化学物質が1つ2つならば覚える事も可能かもしれませんが、今後増える可能性があるなら、それに対応する事を素人に求めるのは無理があると思われます。</p> <p>なので、表示は化学的知識がなくても理解できるものを検討していただきたく存じます。</p>	<p>化審法第 29 条第 2 項の規定により、第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従って第一種特定化学物質ごとに、保存された容器等に第一種特定化学物質等であり、当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等について表示をすることとしております。</p> <p>なお、ペルフルオロ（ヘキサフルオロスルホン酸）関連物質における具体的な対象物質については、公布された省令（※）を御確認ください。</p> <p>※ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に基づき化学物質を定める省令  <a href="https://www.kanpo.go.jp/20260417/20260417g00091/20260417g00091000Of.html">https://www.kanpo.go.jp/20260417/20260417g00091/20260417g00091000Of.html</a></p>